

令和7年6月13日

碧南市職員の処分について

職員の懲戒処分を行ったので、碧南市職員の懲戒処分の公表基準に基づき公表します。

処分に係る職員の所属、職及び年齢	市民病院 医師（40代）
処分の内容	停職6か月
処分の理由	<p>令和7年3月28日、当該職員は、多数のハラスメント行為及び不適切行為により停職1カ月の懲戒処分に付せられた。</p> <p>当該職員は、復職後においても病院長及び副院長の指導にも従わず、不適切行為を繰り返している。</p> <p>復職後の不適切行為の概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">① 病院長及び副院長の指導を拒否し、過去の懲戒処分に対する報復を繰り返す行為② 勤務時間中に業務に関係のない署名を患者に求めた行為及び署名に応じた患者名を院内メールにより全職員あてに送信した行為③ 院内メールにより職員への誹謗中傷を行い、職場環境の著しい悪化を招いた行為④ 病院長、副院長及び職員に対して、不当な謝罪及び金銭を要求した行為 <p>こうした行為は、碧南市職員の懲戒処分の基準に該当する行為であり、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）及び第35条（職務に専念する義務）に抵触する。このため、地方公務員法第29条第1項第1号（法令遵守）、第2号（職務上の義務違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当するものとして処分を行った。</p>
処分年月日	令和7年6月13日
その他	地方公務員法に規定する懲戒処分以外の処分 ◇監督責任 病院長 文書訓告 病院副院長 文書訓告

《問合せ等》

- ・処分内容及び処分理由について
碧南市役所秘書課人事係 0566-41-3311（内線 217、273）
- ・その他について
碧南市民病院管理課総務係 0566-48-5050（代表）